

様

重要事項説明書 (訪問介護サービス、横浜市訪問介護相当サービス)

1 事業者概要

事業者名称	医療法人光陽会
所在地・連絡先	(住所) 神奈川県横浜市磯子区磯子 2-20-45 (電話) 045-752-1212
代表者	理事長 篠崎 仁史
関係機関	磯子中央病院、横浜いずみ台病院、鎌倉ヒロ病院、関東病院 横浜いずみ介護老人保健施設、横浜磯子介護老人保健施設 やすらぎ訪問看護ステーション ハートケアいずみ訪問看護事業所 ハートケアいずみ訪問介護事業所 ハートケア鎌倉訪問介護事業所 ハートケアいずみ居宅介護支援センター ハートケア鎌倉居宅介護支援センター ハートケア鎌倉デイサービスセンター ハートケア磯子居宅介護支援センター ハートケア 磯子 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護) ハートケア つくし (訪問入浴・訪問介護・福祉用具貸与/販売) グループホーム やすらぎ グループホーム 磯子 小規模多機能型居宅介護事業所 アットホームやすらぎ 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ希 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ光 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ鎌倉 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ岡津 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ鎌倉山 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ広地 光陽会介護職員研修講座 ハートケア鎌倉訪問看護ステーション 計 27 か所

2 事業所の概要

事業所名	ハートケア つくし
サービス種類	訪問介護、横浜市訪問介護相当サービス
所在地	神奈川県横浜市磯子区広地町 7-12
介護保険事業所番号	1470701143
連絡先	045-754-2911
管理者	田島 敦美
サービス提供地域	横浜市磯子区

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援・要介護状態の利用者に対して、自立した日常生活を営むことができるよう支援し、生活全般にわたる質の向上ができるよう援助を行うものとします。
運営の方針	心身の特性を踏まえて要支援・要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、地域における様々な取り組みを行うもの等と密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

4 事業所の職員体制等

職種	職務内容	資格	人員
管理者	事業所を代表し、職員等の管理及び業務の管理を総括的に行います。		1名
サービス提供責任者	介護福祉士又は、別に厚生労働大臣が定めた者とし、自らも訪問介護サービスを行うと共に、本事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行います。	介護福祉士	1名以上
訪問介護員	指定訪問介護 サービスの提供に当たる	介護福祉士	名 常勤 名、非常勤 名
		実務者研修 (旧ヘルパ - 1 級)	名 常勤 名、非常勤 名
		初任者研修 (旧ヘルパ - 2 級)	名 常勤 名、非常勤 名
事務員	事業所の事務作業を行います。		1名

5 営業時間・サービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日（祝祭日、12/30～1/3を除く）
営業時間	9時～17時
サービス提供日	365日
サービス提供時間	24時間

6 サービス提供責任者

サービスの提供責任者は次のとおりです。

サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

担当者： 田島 敦美 、 畑内 厚子 、 古川 慶子

7 サービス内容

- (1) 訪問介護サービス又は横浜市訪問介護相当サービスは、政令で定める介護員等を利用者の自宅に派遣して、日常生活上の支援を行うサービスです。
- (2) 事業者は、下記のサービス内容区分から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。
- (3) サービス提供にあたっては、「訪問介護計画書」沿って計画的に提供します。
- (4) 厚生労働省が定める老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」を準拠して、サービス提供します。

訪問介護サービス（要介護1～5の方を対象）

【サービス内容区分】

《身体介護》

- ・排泄介助 ・食事介助 ・清拭・入浴、身体整容 ・更衣介助 ・体位変換
- ・移動・移乗介助 ・通院・外出介助 ・起床・就寝介助 ・服薬介助
- ・自立支援・重度化防止のための見守りの援助 ・その他

《生活援助》

- ・掃除 ・洗濯 ・ベッドメイク ・衣類の整理 ・一般的な調理、配下膳
- ・買物・薬の受け取り ・その他

《通院等のための乗車又は降車の介助》

通院等に際して、訪問介護員等が運転する自動車への移動・移乗の介助を行います。
（移送に係る運賃は別途必要になります。）

横浜市訪問介護相当サービス（要支援1、2・事業対象者の方を対象）

横浜市訪問介護相当サービスは介護予防の観点から利用者が要介護状態とならず、自立した生活ができるよう、補助・支援することをサービスの目的、方針としています。その為、上記サービスを訪問介護員と一緒にするなど、利用者が有する能力・機能を最大限活用することができるような支援方法を行います。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

8 利用者負担額

- (1) 利用者の方からいただく利用者負担額は、別添1に記載したとおりです。
- (2) この金額は、次の3種類に分かれます。
 - ① 介護報酬に係る利用者負担金（原則として費用全体の1割または2割または3割）
 - ② 運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）
 - ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額、自己負担）
- (3) 上記③「通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用」とは、(2)の①②で定められている内容以外のサービス提供を受けた場合又は制度上の支給限度額を超えてサービス提供を受けた場合にかかる費用です。（保険外のサービスを受ける場合は、居宅サービス計画を作成する際に、介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。）
- (4) 利用者負担金は、サービスを提供した翌月末までにお支払下さい。口座振替でのお支払いの場合は、別途契約が必要になります。

9 サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。
連絡先（電話）： 045 - 754 - 2911
- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。当日のキャンセルに関しては、予定サービスの介護報酬告示上の額を上限として、キャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承下さい。訪問介護相当サービスは、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。
（但し、利用者の体調の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。
- (4) 台風・風雪水害・地震災害等の天災、または著しく天候が悪く、サービスの実施が困難と判断した場合、サービスの提供を中止または訪問時間を変更して実施する等、安全を優先して対応させていただきます。

10 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

11 緊急時・事故発生時の対応

(1) 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の急変等の緊急事態が発生した場合、事前の打ち合わせにより、利用者様の主治医、救急隊、御家族、介護支援専門員等に連絡致します。

(2) 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等にご連絡致します。

当事業所は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています

1 2 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談窓口	電話番号 045-754-2911 fax番号 045-750-0588 相談員（責任者） 田島 敦美 対応時間 平日9時～17時 休業日 土・日・祝祭日・年末年始
---------	--

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横浜市福祉調整委員会事務局 (健康福祉局相談調整課)	所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10 電話番号 045-671-4045 ファックス番号 045-681-5457 受付時間 平日9時45分～17時15分 (土・日・祝日年末年始を除く)
神奈川県国民健康 保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 受付時間 平日8時30分～17時15分 (土・日・祝日年末年始を除く)
磯子区介護保険相談窓口 [高齢・障害支援課]	所在地 横浜市磯子区磯子3-5-1 電話番号 045-750-2417 利用時間 平日8時45分～17時 (土・日・祝日年末年始を除く)

1 3 虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	訪問介護員 伊藤 幸司
-------------	-------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4 身体拘束の適正化について

- (1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）と行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底（１年に１回以上）
 - イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施（１年に１回以上）

1.5 秘密保持

事業所及び事業所の従業者は、正当な理由がない限り、サービス提供にあたって知り得た利用者そのご家族の秘密を漏らしません。

また、事業所の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

1.6 個人情報の取扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

(1) 使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、サービス利用計画に基づき訪問介護サービス等を円滑に実施するために必要な場合に使用します。

(2) 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は(1)に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。

②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

(3) 個人情報の内容（例示）

①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

②その他の情報

(4) 使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

1.7 衛生管理等

(1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1 8 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護サービス、横浜市訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 9 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法について

- (1) 利用者から合鍵を預かる必要がある場合は、書面によりその取扱い方法について説明した上で、合鍵を預かる事に同意する旨の文書に署名を得ます。
- (2) 預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫に保管します。
- (3) 合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者へ連絡を行うと共に、警察への届出等必要な措置を行います。

2 0 居宅介護事業者との連携

- (1) サービス提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供する者との密接な連携に努めるものとします。

2 1 サービス利用に際してのお願い

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- (2) 訪問の際は、ペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- (3) 見守りカメラの設置、訪問介護員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に訪問介護員本人の同意を受けてください。
- (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

2 2 サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 事業者の訪問介護員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に訪問介護員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

2 3 その他

利用者が訪問介護員の交代を希望される場合には、できる限り対応しますので前記のサービス提供責任者までご相談下さい。

【説明・確認欄】

令和 年 月 日

サービスの開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項について説明し文書を交付しました。

(事業所) ハートケア つくし

管理者：田島 敦美

説明者：

本書面により、事業所から訪問介護または横浜市訪問介護相当サービスについて重要事項説明を受け同意し、交付を受けました。また、15に記載している個人情報の使用についても、同意します。

(利用者) 氏 名

代理人又は立会人 氏 名

ハートケア つくし 訪問介護 料金表(別添1)

令和6年6月1日現在

1-1 訪問介護の介護報酬に係る費用(要介護5～要介護1の方) 2級地 11.12 円

① 訪問介護費(1回につき)	単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)	
身体介護が中心である場合					
(1)所要時間20分未満の場合	163	182	363	544	
(2)所要時間20分以上30分未満の場合	244	272	543	814	
(3)所要時間30分以上1時間未満の場合	387	431	861	1,291	
(4)所要時間1時間以上の場合	567	631	1,261	1,892	
(4)に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごと	82	92	183	274	
生活援助が中心である場合					
(1)所要時間20分以上45分未満の場合	179	199	398	597	
(2)所要時間45分以上の場合	220	245	490	734	
通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	97	108	216	324	1回につき
身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上 の生活援助を行った場合(所要時間20分から計算して 25分を増すごとに)195単位を限度とする。	65	73	145	217	

1-2 横浜市訪問介護相当サービスの介護報酬に係る費用
(要支援1・要支援2の方)

2級地 11.12 円

① 横浜市訪問介護相当サービス費(1月につき)	単位数	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)	
訪問型サービスⅠ	1,176	1,308	2,616	3,924	1月につき
訪問型サービスⅡ	2,349	2,612	5,224	7,836	1月につき
訪問型サービスⅢ	3,727	4,145	8,289	12,434	1月につき
訪問型サービスⅣ(週1回程度、1月につき4回まで)	287	320	639	958	1回につき
訪問型短時間サービス(20分未満、1月につき22回まで)	163	182	363	544	1回につき

② 加算	単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)	
緊急時訪問介護加算	100	112	223	334	1回につき
初回加算	200	223	445	668	1月につき
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	112	223	334	1月につき
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	223	445	668	1月につき
早朝・夜間加算(早朝:午前6時～午前8時 夜間:午後6時～午後10時)	所定単位数(①) + 25%				
深夜加算(深夜:午後10時～午前6時)	所定単位数(①) + 50%				
同時に2人の訪問介護員による訪問介護を行った場合	所定単位数(①) + 200%				
特定事業所加算Ⅱ(訪問介護のみ、1月につき)※3	所定単位数(①) x 10%				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)※3	(介護報酬総単位数 ^{※1} ×24.5%) ^{※2} ×11.12				

※1 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員処遇改善加算等の利用者負担額は、上記額－（上記額×負担割合（1円未満切り捨て））

*利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法

単位数×11.12円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

*利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

③ 減算	
a 事業所と同一建物の利用者、又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数(①)合計 x 90%
b 事業所と同一建物の利用者(50人以上)にサービスを行う場合	所定単位数(①)合計 x 85%
c 事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者数が全利用者数の90%以上の場合	所定単位数(①)合計 x 88%
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数(①) - 所定単位数(①) x 1%
業務継続計画未実施減算(※令和7年4月1日より適用)	所定単位数(①) - 所定単位数(①) x 1%

2 その他の費用

項目	金額	説明
交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域(磯子区)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費(実費)がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を越えた所から、 片道 1kmあたり 100円
キャンセル料		当日のキャンセルに関しては、予定の自己負担分を負担していただきます。なお、病状の急変等やむを得ない事情においては、該当しません。

3 通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割)

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。